

# 「マンホールカード発行要領」

下水道広報プラットフォーム（GKP）

## 1. マンホールカードの性格

マンホールカードは、各地方公共団体が企画元である GKP と共同で制作し、訪れた方に「無償」で配布することで楽しみながら下水道に興味を感じて頂く事を狙った「カード型下水道広報ツール」として企画されています。

また、下水道関連施設やイベント等に足を運ぶ等一般市民の主体的な行動の対価として配布するアイテムです。

さらに、全国規模の効果的な下水道広報を行える事が最大のメリットです。

## 2. マンホールカードの仕様

別添「**マンホールカード企画説明書**」にてご確認ください。

## 3. マンホールカードの制作

### 1) 発行周期

年3回(概ね4月、8月、12月)発行します。

### 2) 登録

地方公共団体がカード制作に必要なデータ(画像、説明文、位置情報等)を揃えて登録申請し、その内容が以下に示す登録基準を満たすのであれば、GKP が公式マンホールカードとして登録し、発行するものです。

ただし、マンホールカードの広報ツールとしての価値の持続性を確保するため一弾当たりの発行数には上限を設け、登録希望数がある上限を超えた場合は「抽選」を行います。

抽選に漏れた地方公共団体は、原則として次回の発行時に登録申請があれば、登録申請時の当選確率がアップします。(申請内容に不備がある場合などはこの限りではありません)

#### 《 登録の申請者 》

登録の申請者は、地方公共団体下水道事業担当部局(下水道管理者)もしくは、地方公共団体下水道事業担当部局(下水道管理者)と公的機関の連名とします。

#### 《 登録申請の数 》

登録申請は、各弾につき1地方公共団体あたり1種類とします。なお、複数の流域下水道を実施している都道府県にあっても1地方公共団体として扱います。

#### 《 登録基準 》

① マンホールカードになるマンホール蓋が下水道事業で使用されていること。

下水道事業で使用されているとは、公共下水道(狭義)、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、都市下水路のいずれかに該当するものを言います。

② 土日に配布ができること。

③ 継続的に配布ができること。

④ ユニオンクリエイティブ(株)からの購入に支障がないこと。

⑤ マンホールカードになるマンホール蓋が申請時点で現存していること。

- ⑥ 配布状況やイベント配布情報が分かるホームページを開設し、情報を定期的に更新できること。
  - ⑦ マンホールカードになるマンホール蓋に関する著作権の取り扱いが整理されていること。
  - ⑧ 説明文が 255 文字以上 275 文字以内であること。
  - ⑨ 提出書類に不備がある場合に、登録対象外となり、次回抽選時に考慮されないことを確認されていること。
- ※ 上記登録とは別に、下水道展やマンホールサミットなどイベント等で使用するカードを GKP が地方公共団体と共同で制作することがあります。
- ※ 登録後において、上記①から⑨までの登録基準に反していることが判明した場合、登録を取り消すことがあります。
- ※制作決定後の地方公共団体都合による辞退、制作中止はやむを得ない場合を除き原則として認められません。また、その場合には制作にかかった費用を全額負担いただくことがあります(すなわち、制作を止められずに完成したマンホールカードを全て買い取っていただくこととなります)。なお、地方公共団体都合の辞退、制作中止があった場合で、かつ、GKPが悪質と判断した場合には、当該地方公共団体に対して次回以降のお申込をお受けできないことがあります。
- ※ マンホール蓋に民間会社名、民間会社ロゴが大々的にデザインされているものは登録できません。
- ※ カード保有者などが現場を訪れることが考えられますので、車道設置のマンホール蓋は安全確保を図るためにも避けてください。また、マンホール蓋の見学・確認などにおいて、当該土地への立ち入りが、土地所有や土地使用などにより所有者や使用者などの了解が必要となるマンホール蓋の登録はできません。GKPでは、カード保有者の事故、土地所有者等とのトラブルなど、カードを巡る第三者とのトラブルに関する一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

### 3) 制作

- マンホールカードの制作全般はGKPに設置されたMC作成チームが担います。
- 制作委託先はユニオンクリエイティブ株式会社(東京都台東区)です。
- 同社は、これまでマンホールカードの制作を担ってきましたが、品質の確保と継続性観点から、その経験とノウハウを活かして地方公共団体をサポートし、登録申請からカード発行までの一連の業務を進めていきます。

## 4. マンホールカードの権利

マンホールカードの著作権については、全てのカードについては GKP が、個別のカードについてはGKPとそれぞれのカードが登録された当該地方公共団体が保有します。

マンホールカードは全国統一のシリーズ企画です。その為、全てのカードには「マンホールカードのロゴ」及び「©GKP」が入ります。カードデザイン、ロゴマークに関する著作権は GKP が保有しております。ただし、カードを発行した地方公共団体が、下水道の広報等に使用する場合は、当該カードのデザインの全部あるいは一部、またはロゴマークを自由に使用することができます。なお、GKP がマンホールカードに関する総体的な広報を行う場合には、個別のマンホールカードを活用させて頂くこともありますので予めご了承ください。

また、マンホール表面デザインに関しては、マンホール蓋の製造会社やデザイン(キャラクターデザイン含)の創作者が権利を保有する場合がありますので、登録申請並びにGKP及び各地方公共団体の権利の使用に伴い生じる権利関係に関しては、各地方公共団体の責任の下であらかじめ適切に対応しておいてください。

なお、GKPが所有するのはマンホールカードそのものの権利であり、当該権利を行使する際に当該地方公共団体への個別の許諾は発生しませんが、マンホール表面デザインに関しては上記の通り当該地方公共団体の権利ですので、その使用に当たって当該地方公共団体の許諾を受けずにマンホール表面デザインだけを使用することはありません。例えば、マンホールカードそのものを利用したアプリや本等を開発する者に対して、GKPとして許諾を与えることはありますが、マンホールカードに描かれたデザインを利用したアプリや本等を開発する者に対して、

GKPとして許諾を与えることはありませんので、その場合には当該地方公共団体の許諾を得た後に許諾を与えることとなります。

## 5. マンホールカード等の購入

### 1) 手続き

ユニオンクリエイティブ(株)からの購入となります。

登録通知を受けた地方公共団体は別添の「マンホールカード発注書」及び「マンホールカード専用のぼり旗/ミニのぼり旗 発注書(必要な場合)」に必要な事項をご記入のうえユニオンクリエイティブ(株)にご提出ください。

以後の手続きはユニオンクリエイティブ(株)が担当いたします。

なお、契約関係書類の仕様や契約手続きの方法等は各地方公共団体の規定に準じて行うことができます。

### 2) 購入価格

購入価格は1ロット2,000枚で35,000円(税込37,800円)です。

ただし、2019年6月1日以降に申し込みを受け付けたロット以降は、1ロット2,000枚で40,000円(税込43,200円)となります。6月1日の直前は申し込みが多くなり、前日まで受け付けが困難となる場合が想定されます。不要なトラブルを避けるためにも、余裕をもって申し込みをいただくようお願い申し上げます。

※ 複数ロット購入や増刷する場合の購入価格も同じです。

### 3) 増刷について

増刷は、月に1回固定で実施致します。毎月月末締めで翌月中に納品致します。ただし4月、7月、11月及び12月については15日締めで翌月中に納品いたします。

上記のとおり、本年6月1日以降に申し込みを受け付けたロット以降は値上げをお願いする予定です。5月末は混雑が予想され、5月末での受付が困難となる場合も予想されますので、余裕をもって申し込みをいただくようお願い申し上げます。

増刷についても印刷はクオリティコントロールを行う為、ユニオンクリエイティブ(株)が担当致します。

ご希望の際は「マンホールカード増刷用発注書」をユニオンクリエイティブ(株)にご提出ください。

尚、印刷の都合上1回当たりの全国での増刷合計が10ロット以上の入稿が必要であることから、10ロットに満たない場合は翌月の増刷までお待ちいただきます。その場合は、ユニオンクリエイティブ(株)よりご連絡いたします。

## 6. マンホールカードの配布

### 1) 配布原則

マンホールカードは、以下の配布原則を徹底してください。

- ① 1人につき1枚のみ手渡しで配布してください。(郵送は不可)
- ② 土曜、日曜も配布してください。休日を利用して訪れる方々が多数いらっしゃいます。
- ③ 継続して配布してください。
- ④ ロットナンバーの若いカードから配布してください。

### 2) 配布場所

配布場所は、上記配布原則と以下のルールを踏まえ選定してください。特に②につきましても、3.2)に記載してありますように、登録を取り消す場合があります。

- ① 配布場所は、下水道に関連した場所(例:役所の下水道担当部署、下水道処理場、下水道見学施設等)、観光案内所等から選定して下さい。
- ② 土日配布が可能な場所を選定して下さい。  
その際、平日に配布する主たる配布場所と、土日に配布する場所を分けて選定しても構いません。

- ③ 配布場所は、カード制作の段階で選定し、カード裏面の左下に主たる配布場所を表記します。
- ④ 原則として1種1箇所とします。ただし、下水道に関連した場所において配布する場合は1種類を複数箇所で配布することも可能とします。また、1箇所で複数種類を配布することはご遠慮ください。

### 3) 配布情報の発信

常に正しい情報を得られるよう、在庫状況やイベント配布等の情報については各地方公共団体のホームページで最新の配布状況を発信してください。GKPのホームページでは、「発行都市名」、「弾数」、「発行年月日」、「常設の配布場所・配布日時」に限定し、その他の詳細については各地方公共団体のサイトをご覧くださいよう、リンクを貼って閲覧者を誘導します。配布情報が適切に更新されない場合、3. 2)に記載してありますように、登録を取り消す場合があります。

### 4) 配布活用

2)に関わらず、下水道の理解促進につながるイベントでの特別配布は自由に行っていただけます。

また、4.に記載されているように、地方公共団体の有する権利の範囲内で、下水道の理解促進につながるグッズ等へのマンホールカードのデザイン、ロゴマークの使用も地方公共団体の判断に基づき、行っていただけます。

## 7. 広報について

- ① GKPは、年3回のシリーズ発行に関する広報などマンホールカードに関する総体的な広報を行います。  
当該シリーズに参画する地方公共団体には、上記に合わせた一体的な各配布カードに関する個別の広報展開をお願いします。また、発行後も適宜、マンホールカードを盛り上げ、下水道の理解を促進するための企画の立ち上げと、それに伴う積極的な広報活動をお願いします。
- ② マンホールカードの総体にかかる取材はGKPが対応します。  
各発行カードの個別の取材については、各地方公共団体で対応をお願いします。  
なお、取材で尋ねられることが多いGKPやマンホールカードの基本情報(発行主旨など)につきましては、GKPサイトに掲載しておりますのでそちらをご活用ください。
- ③ 総体的な広報及びマンホールカード発行継続に必要な情報として、各地方公共団体に対しマンホールカードの配布数やマンホールカードを使ったイベントやグッズ等の実績報告を依頼することがあります。

### お問い合わせについて

お問い合わせ等は以下の連絡先までお願いします。

<マンホールカードの応募・制作・増刷に関する問い合わせ窓口>

ユニオンクリエイティブ(株)

所在地:東京都台東区台東1-6-1-2F

電話番号:03-5817-8477

メール:manholecard@union-creative.jp

<本件及びその他マンホールカードに関する問い合わせ窓口>

MC制作チーム

メール:manhole-card@gk-p.jp

※MC制作チームへの問い合わせはメールのみとさせていただきます